

昭和四十六年二月廿八日記入田中めぐり資料（新庄及瓦曾根地区）

## 第八回皮蹟めぐり資料

蒲生地区  
瓦曾根村

清藏院地  
照蓮院地

越谷市郷土研究会

# 新出八回史跡めぐらし地図

越谷市郷土研究会

一九七六年昭和四十六年二月廿八日  
午前九時四十分集会

集合場所 越谷駅  
講生地区

講生地区

区

尼武院  
院

武院  
院

毛馬頭  
頭

細  
院

三西  
院

外屋敷  
敷

金石文から見た講生  
地区

瓦葺根村 無壁院外

武田家古戸番と秋山家のこと  
金口に見る瓦葺根16P古美術庄在古

瓦葺根酒井防水記の碑器  
春秋晉荀偃居士碑銘

西邊碑  
相模村金の碑(次代碑)

その他の碑  
川原

資料 四次  
○講生村  
高札場 古篠瀬川 士橋 夕角豆种社  
神明社 天神社 山王社 八幡社  
清誠院 表門 鐘塔  
光福院  
世誠院  
義春翁代兵記  
清徹院山門の邊の古鏡  
西の大じん中野東  
講生地区の検地  
「」  
頃入

二場

三場

四場

五場

六場

七場

八場

九場

十場

十一場

十二場

十三場

十四場

十五場

十六場

十七場

十八場

新

一九七六年二月廿八日

○ 史蹟 溝生清藏院、照藏院

瓦曾根 照達院

○ 蒲生村

蒲生村は江戸より五里の行程なり。家数三百二十、東西十五町半、南北二十一町余、西面東に開墾し、西

坂大間野村、北は尼ヶ根村、南は新緑源川を隔て、足

古賀金石門新田なり。用水は勝沼と曾根村の互井より引用水、御入國の後御料所なりしが、廢除年中村内を二分して、東の方を松平伊豆守に贈り、莫後天和年中畠田備中守に替へ贈りしが、元様の塗上りて御料所となれり、西分は西より御料されば、今は村内一箇に御料の地となれり。該地は龍永四耳伊祖半子御前分東分を私し、西分は元禄十年酒井河内守改のり。莫後天和年十二年駿村彦右衛門、川西若次頭等一村の換本のうしが云う。当初に日光道中の往還あり、其の方足立頃金石往内新田より、北の方瓦曾根村に達たり。

○ 萩丸場 村の東にあり

山名 下原通 ここに一里原あり、坂上に榜

樹を植へ、榜に愛宕社あり。

上禁垂 奉行道 通路・西・東

○ 古緑源川 川巾二間差

一、新緑源川 月の西南を流る。川巾十二間より、全長六十九丈、下段終り十三行目より一七〇丈下段

一、新緑源川 月の西南を流る。川巾十二間より、

清藏院

新緑源寺 家主足立櫻原村密蔵院末、慈眼山と号す。

本寺は十一面觀音なり、開山裕純院耳を伝えず、中興祖永智、明暦四年三月二十一日寂す。

卷門 薩摩子葉の形ものあり、古色に見ゆ。

吉良正則の思ひものよりと云ふ。

築基 繁昌元文四斗方銘なり。藤齋堂、井戸社。

○ 光昭院 同家則寺門延照寺末、延照山に焉て

本尊赤足、廻山坐善寂耳を伝そす。古に更室女  
うしひ、この過改治ニ年に建立すと云ひテ  
りしが、この過改治ニ年に建立すと云ひテ

○ 地藏院 司末、藤尾少主傳す。本尊地藏

を安す。市火有故、慶保十年示寂。

地藏院ニ字一は六角堂にて地藏頭を透けケタ

### 癒善者仁兵衛

今の名主を勤るに奔衝なるものゝ前祖へにしご室町  
丸年十一月六日死す。此春、享保年一月東洋水を馬  
多くの窮民を救ひしにより、年兩年五役内公へ請へ  
上げ、白銀三枚を賜ふ。且志祖の所用びしも外とて  
諸一筋、冠力一腰、李多国守の跡あり、貞宗八万一  
石、民さニ尺三寸余、享保十年本領殊の極めあり。  
以上母三品を讃す。

田尻東照宮久遠當について、飛彈の國の畠臣たる  
將軍家の命により召集されその技を施したと云われて  
の往還の途次、たまたま飛彈の番匠が当山に一夜の宿  
泊した。その説に注風は心よく宿泊を厚遇した。  
その厚遇に番匠は衷心より感謝して何か御恩を表した  
こと申し出で、一夜の内に素材を用いて一頭の龍を彫  
り上げた。それを山門の額として掲げ、茲細自分の技  
を誇示する事もなく帰つていった。

ところが其後近の田舎の農作物を兼ねて聲が出ると  
云う噂が広まり諸の住民がと村人諸種試議した結果、  
この住民は人間ではない。何か怪物のなせむ業だと云  
うことになり、その正体を見んものと毎夜毎夜不眠不  
食、見廻り役を定めて見張りをさせた。ところが其せめ  
お寺の山門の轍が夜々夜々類から抜け出しと荒に廻っ  
ていることがわかつた。そこで村惣代が住民に山門の  
轍が出来ないようにして要れと頼み込んで承反の住民  
は村人に命じて、龍の眼に釘を打らぬと西服をつぶ  
かれた。そこで村入たる村人によつて夜も費寝して  
寝だれると想つていた。

寺惣代のものにつづいての築起は跡がでぬまゝあ  
れど、これが六角堂である。

寺惣代のものにつづいての築起は跡がでぬまゝあ  
れど、これが六角堂である。それ以後承認の象徴の塔  
高麗寺塔がある。これが高麗寺塔の象徴の塔である。

田尻東照宮久遠當について、飛彈の國の畠臣たる  
將軍家の命により召集されその技を施したと云われて  
の往還の途次、たまたま飛彈の番匠が当山に一夜の宿  
泊した。その説に注風は心よく宿泊を厚遇した。  
その厚遇に番匠は衷心より感謝して何か御恩を表した  
こと申し出で、一夜の内に素材を用いて一頭の龍を彫  
り上げた。それを山門の額として掲げ、茲細自分の技  
を誇示する事もなく帰つていった。

### 清風院山門の左甚五郎作の龍

大字清風院延照院に所在する。其西泉山派清風院  
は今から五百二十六年前（延和廿五年延照院）天文三

年三月、人皇後慈良天皇代足利源氏十二代義晴の廟  
院門が創建されたものである。

寺惣代のものにつづいての築起は跡がでぬまゝあ  
れど、これが六角堂である。それ以後承認の象徴の塔  
高麗寺塔がある。これが高麗寺塔の象徴の塔である。

寺惣代のものにつづいての築起は跡がでぬまゝあ  
れど、これが六角堂である。それ以後承認の象徴の塔  
高麗寺塔がある。これが高麗寺塔の象徴の塔である。

さすがに庄蔵五郎の作と云はれてゐる。同寺の山門に古色蒼然として置けられているが、その真偽の程は詳らかでない。

學理的立説では、彫刻そのものの出来は雖かなものと云われる。庄蔵五郎と云う名跡は史実としては其の名は死つてない。あれこれと推考するに庄蔵五郎は飛驒の國の豪族の代名詞的なもので、当時彼の地位は技術のすぐれた建築家、彫刻家等が活躍することは事実

であるらしいことからみると、社墓の行場は別として日本東照宮造営の途次の一役の宿は妥当な事と認められる。何れ神船を生むに至つた事は時の信州の流れに便乗して生まれた事だらうと思う。

現在 懸のない民間伝説は 謙調女社会生活の中の諸々として永久に残しておいで方がいい気がするのでこの辺で稿縷を終わることとする。

#### 一 越谷市古跡と伝説一一(夏参照)

### 曲良村蒲生の自治制の確立と「西の大じん」中野家

越谷市大字蒲生字西根の中野家氏(越萬教頭)をを通称「西の大じん」と呼んでいる。「大じん」と呼ぶ語源を資料日本史を見ると、農民の階級を表わす籍であつて、難ばざ(百姓)は、大前、小前、水荷の三種にわかれ、大前は村殺人、小前は草合(草合)とが農生とが曰われた土起を構つ自管農戸で頭は本百姓である。これは又高君とか平百姓とも呼ばれた。水唇(水唇百姓)は前代以来の下作または下下作を田畠を耕たない小作入である。これはこの頃名号、被前、百姓・家祀との地名々の名で呼ばれた。總じて百姓もいくつもの種類に分かれて村内での家柄が重じられる風があつた所から

當中釋迦は村役人を担当していた家柄であるため蒲生を東西に分け、「西の大前」と呼ばれたものと「前」の中野又兵衛なる人は・織田藤浪守秀公に奉仕して、

小正月改太郎・丸全三郎・比企弥世郎・中野五郎と石記してある。

その人より時代は下り、十八代の孫(中野五郎の)→

中野又兵衛なる人は・織田藤浪守秀公に奉仕して、

一五四八年天文十一年八月、三河小豆板に發て、今川義元と信秀公との交戦の際、長鎧と本鎧として名前をはせた人である。

天文二十年、信秀公没後御端信長公に奉はし教成の戦乱に矢面に立ち主君のために尽した。其後時代は下り天正十年六月二日、有名な本能寺は美濃光秀謀反の軍兵に畠まれるので信長公を守護し、光秀の軍を連破すべく森蘭丸等と共に奮闘したるも衆寡敵せず、主君は切腹し火中の灰となり、又兵征自身も行を共にしたのである。その三男、中野左近なる人は豊臣秀吉公に奉仕し、一五九〇年天正十八年、奥羽一揆鎮定のため陸羽進発の命を受け出陣中長途のため病を罹て心ならずも洞原曾根（瓦曾根）に止まり快癒につとめしが一朝一夕に彼方に至らずして廻々として七年間の歳月を過した。慶長二年秀吉公から出された組頭制で、頭領となり現住所に住するようになつた。

この人は瀬田高義が藤原信長としまはば署名を貰した際に中野の藤原氏とは關係なく衆衆の權威を表示する當時の一方法として「中野左近藤原時種」と称した以後代々十二代の人まで（明治五年没）藤原の姓を冠し承している。

当主はその直系十五代目として家系を継承され、おられう。以上家系々譜でも推察できる様に天正から慶長間までの太閤候地に依つて当地の新地面積と収入額

等については調査出来たとして、当村は当時村落とする聚落とした形のものだつたと想われる。そこで、この聚落の管理給制役としての入材として中野左近なる人が土着して既成田畠からの積收を計ると共に切添見村等の莊園的開拓をなし、大字蒲生の二三を所存し村としての自治制を統治した事は疑う事の出来ない事実と想われる。

古文書　宝暦十一年一月三日、当地方の候地が名主中野赤三郎藤原義保（中野家三代）氏が案内役として実施されている。その候地に関する貴重な候地帳及池引帳、用水等の候地總繪圖が保存されてゐる。又これに関する日記帳等の古文書が数種あり、當時の村政の一端と対村の統治の歴史した情報を知る好資料である。

「古文書」については、清玉・読売新聞に掲載されし如く日本の中世は中國の制度を国情に応じて改めて実施したのがはじめて、八世纪奈良朝初期となつて以降代々十二代の人まで（明治五年没）藤原の姓を冠し承している。

当主はその直系十五代目として家系を継承され、おられう。以上家系々譜でも推察できる様に天正から慶長間までの太閤候地に依つて当地の新地面積と収入額

創建された開元園室（銘文は開元元年とある）（十三世の  
年前）が当家にある。その世「乾元通室」（唐時代）、「開元  
元年（宋代）」「聖慈通室」「崇道元年」「開元通室」  
「太平通室」「淳化元年」「重熙通室」等と重複する。

元代の「至元通室」（金代の「繁和園室」）

明やの「洪武園室」「永樂園室」「宣德園室」「弘治  
園室」「清代の「康熙園室」等が時代別に保存され  
この中国の古式の世日本の中には九州鹿児島県始  
良親王治水地方で、中國銅鏡を模造した「漢武園室」  
や天正時代の通称加治木鏡があり、これをまねた水戸

## 蒲生郷の検地 中野家の検地帳

越谷市の史局と有難い

事もある。この外「朝鮮隨筆」等約七十種百余枚が保  
有されている事も、当初として最も勢力もあり、また  
領主及び諸大名等との交渉も頻繁になされ、村政を担  
當した事と想う。

幕末十三代中野孫三郎藤原庸正氏は、幕末の混亂  
期に於て義民救濟及び幕末財政の致受事、新政府村治  
政に対する救援及び幕役等の為、私財をなげつて、  
必に大なる力を施している様子である。

蒲生の検地は寛永四年（一六二七）三代守寧家光公  
の時が最初となつていて、その当時の記録は保存され  
ていない。只光明院の過去帳に検地を行つた事を認め  
ている。その後宝曆十一年（一七六一）後醍醐天皇代  
千代家治の十一月十三日より十二月二十六日迄の間に  
実施されている。（この記録が中野家に保存されてい  
るので見ぬされぬように）検地に関する文書とは→  
江戸時代に各に編入とも草入とも云われた検地書類  
石高を調べる事である。村の境界を設定し、その分地を  
測定し、一筆毎に田畠聚落の区分別、上中下の筋目付で  
毎位石高及区別を具体的に調査するもので封建領主に

とつて検地は土地及農民を直接掌握する唯一の政策で  
あつた。全體は明らかでないが中野の莊園で実施した  
事は検注帳で明らかである。只全国的に行つたの風、  
「太閤の検地」豊臣秀吉が天下を統一してからの大正  
（）大保五年のものが初まりである。

一反 三十六歩 剣を三〇〇歩とし、六尺三十步を使用し  
るので見ぬされぬように）検地に関する文書とは→  
同「基準」として「一五九〇」（）あるが「五九〇」  
文禄四年まで六年間續くが秀吉の死によつて関西及び  
九州の一帯で止まる。基準は一五九四年に定めて一反  
四方を一歩 三〇歩を一畝 十畝を一町 一町  
上リ一五石、中リ三石、下リ一石 下下は御足（一石）

一人一様で重複を避けた。徳川氏も慶長元年に越後守秀吉の方策を喜びしたものと見られる。当時の主な歴史家は安藤義茂守忠次・大久保石見守長翠が越後守に「備後守・石見守と稱し、秀吉のものと吉検・後直を新規」と對す。後東山政め享禄十一年(1548年)柳田和田正則(延喜)に以前  
関東諸國及京都(大和)実施後は「半限制」以前のを若狭・以後を新規となす。爾々、延喜の実施あり、勘定奉行が各地奉行を任命し(諸分所をせり)以降代や代官が當る(その下に「帳付・半取・織内者)(あるが開封前に不正行為をした)書類等を提出して、勘定係目にしたがつて弁られた。

○ 湖沼未東（大正初期に教ける清流院）  
この会場として、毎村景昌門下（湖沼井二耳より十  
数年間子供養成）月三回以上足利集合し彼の教を受け  
たと。

音楽の歌人たち

中野文香・秋風足總・中尾春次・中尾春穂・その他の  
中尾久よう・南根金平・土倉周太郎・金子滿太郎。  
莫第英俊氏等

検地の種類、扇形地、圓形地、延長地等がある。以下申要。(奉行一色安芸守・石谷備後守) 山鹿

卷之二

上田由里子著

中國書

中下田

下田

卷之三

卷之三

石高計 一八二九石大斗七升

御神社松原村は別で他の対象とはならぬ

番号は越谷市金石資料集の記名による。

西九 巡拜記念碑  
表面 南方 一九五〇年 厚三〇mm

伊勢大廟高山靈場參拜 明治廿二年八月

裏面 こゝかしこ 清き御山を廻り来て  
ちかふ心のしるひとさせむ

南埼玉郡蒲生村大字蒲生

明治三十二年八月 金子佐四郎

五〇 遊拜紀念碑  
表面 蒲生 二一〇mm 中七〇mm 厚一五〇mm

神社山周遊記念碑 中秋蘿経書  
裏面

余嘗て屢々諸國の高山靈地を廻遊し致る處の神社

高麗國慈く參拜し單故依りて順拜せし社寺と癸卯年月

在處に擧げる事となせり

一、慶應元年正月高村を出發し武州一之宮冰川神社  
に參拜しそれより伊勢參宮並ニ沿道の神社佛閣に  
順拜せり（注三十三才）

一、明治十一年六月紀州高森山を始めとして西国西

國秩父飯東百八十八箇所並ニ沿道霊地の神社佛閣  
に參拜せり（五十二才）

一、同二十四年六月武州一之宮冰川神社より北越の

轄山筑羽三山奥州金華山其他輿羽地方の神社佛閣  
に參拜せり。（五十九才）

同二十五年三月紀州高野山を始めとして西国真言  
遺の諸神社佛閣に參拜せり。（六〇才）

同二十六年六月室生大峰兩山を始めとして同日廿  
一日紀州高野山に登山し志願同參體の上奥院御廟  
に於て修行攝及し覺法喫茶の餘秀を賜り歸途沿道  
の諸寺社に參拜せり。（六一才）

同二十七年三月伊勢參宮へ五回目参拜を終り  
それより東海道の神社佛閣に順拜せり（六二才）  
同三十年五月坂東三十三箇所常陸国鹿島並に下  
總国吾妻及沼道諸社寺に順拜せり、就中下總国成  
田山には數回參拜せしを以て其年月擧げる事を畢  
して今猶に記憶せしまでを碑に録して聊か紀念に  
供せむとする。（六三才）

明治三十四年辛丑十月建之（六九才）

十二古 大熊治吉衛門

天保三月己辰正月十五日生

五〇 中尾貴山の頃碑

表面 蒲生 一六五mm 中一一〇mm 厚二〇mm  
(貴山先生墓碣)

蒲生中尾先生墓碣

明治三十九年丙午夏五月二十七日實山先生享年  
七十歲二十九日葬于蒲生村摩尼山世藏院之塋四十  
五年壬子春二日丁弟子相承磨底謀不彷徨銘予不歎

知狂真任然幼時從先生受印號號被親愛慕不可辭因  
叙其梗概曰先生謂國晉通釋翁次郎後更宗悅實山其  
號實山道悅君謂晉長子也妣果氏以天保八年丁酉秋  
之月生先生於武藏國足立頭高畠村貴姓溫厚幼好學

從岩觀中尾某學後輒歸太田鎌城學崇齋學不好博涉  
家以醫為世業故庭家名詔究古方安政四年丁巳春二  
月中尾宗憲君贈清風齋而歸以女配焉爾來眾徒薦延  
厥究來學者多矣先生謂醫仁術也然不明方夜而行活  
方則反傷人命不仁莫大焉長沙之病不可不慎遇中耳  
毅然決意學洋方於齊藤龜齋及牧山鶴知研鑽數耳大  
有所得焉是以乞治者請教者益眾先生為曰益神智在  
於講學著學緣如詩書春秋詩書等秋無初諭詔礪膺  
道義在於交友名譽端人論賢否非是深存薄從語一以  
育英為來辱國風工詩賦尤長近体氣對僻落回往以起  
佑舉之聲者與先生之化也先生視人疾痛已病無有不  
告急者雖風雨大雪深夜齊齊裹綻必赴之用意周到  
能立奇功乞治或有不謝者竟以其名曰高其  
声月咏鸣呼夜半生在于天大前驅足可以橫而徒獨踏  
一鄉不得以千里狹豈可不適爲哉一日疾大悉自知不  
起詠画雅一首述志以戒後事顧之門弟子歸坐而瞑原  
記生二子皆克成終皇原記之女第三男三女長男清造

夫子參道次養正處長文記養嗣同四郎而次亦配同四郎  
次逸中村氏銘曰

回生歿死 如晦兩司 方伎之妙

松風系

歛育子弟 三十餘秋 具憑貞化

世無医傳

大正二年十一月建 千葉県京舊鉢那会議長

松孔健 機

伴世

東京

口設之書

空齋の世をすくへとて

中福寺松孔健以下四名

敷えおく この吉の聲を

主福寺松孔健以下四名

わするなよゆめ

主福寺松孔健以下四名

※ 生誕と歿年 (ヒロ)

主福寺松孔健以下四名

天保八年(一八三七)

中野貞次郎銘

主福寺松孔健以下四名

昭和廿九年(一九四六)

中野貞次郎銘

主福寺松孔健以下四名

六一 遊洋紀念碑

清風院境内

高さ 二四〇cm 中 一〇〇cm 厚さ 一三〇cm

表面 四面八十八箇所外參拜所署

命清五郎蒲生村大字蒲生

裏面 聖附者 江見直之助

上面 送殿

大正乙年五月

かにころをこめではたらく人の身を

神も日本けもまもりますなり

石造日本年代順古社地（蒲生地区分被拵）

所在地 蒲生一丁目天神社境内

高さ 一三五公分 市西八公分 厚さ 七公分

表面 記念碑

春へはしき海の匂はいく春も

爲ひんがしの空にみつらむ 後助

裏面

耕地整理事業助労勞助成

中野政次郎以下廿三名を刻む

紀元二千六百二年二月十一日建立

(注 昭和十七年西暦一九四二年暮)

表題

西元 一九一〇年 青銅金剛日月三昧輪

駒型 青銅 中三〇厚三〇

蒲生本郷久保江碑社境内

所柱 豊岡郡一六〇公分

蒲生三丁目一之落旁

西元 一九一〇年 正徳元九年吉 忠義 菩提供養 別月 三穗

聖徒脇脛寺精結教 繁昌寺安樂院所入祭領蒲生府

豊岡郡 一五〇公分 三五公分 二〇公分

所柱 蒲生幾號町十三、二二

西元 一九一〇年 昭和甲辰元禄十三年某日月三穂

豊岡郡 一五〇公分 三五公分 二〇公分

所柱 蒲生一丁目又中五魔内

西元 一九一〇年 九月廿日 菩提 菩生堂天下太平

明治九年六月三日東北御巡幸の御當道に御車を止めさせられ田植工御覽賜ばされた處である。

昭和三十一年六月三日建之

越谷町教育委員会

西元 一九一〇年 九月廿日 菩提 菩生堂天下太平

三〇八 豊應二十九日 文字 嘉年祭 日向

翁型 一一〇五 三二三 一〇五

所住地 神庄一丁町久伊豆神社境内

五 不  
賣家四、五、二三、馬家 不動  
これよりぢむんじみつ 四重

持殊型 一七〇四 三九四、二〇四

塞神

九 不祥 畿神 祖父型 一九〇四 一五四 二五四

所住地 神庄後起一三、二八路傍

一五 妻改田、王、吉 文字 或可出  
是より八条へ壺型 頭巾へ六重

柱狀型 一八〇四、二五四、二五四  
所住地 神庄後起神社横路傍

猪口岳

二 元文五、一、者 所祭 (一七) 神武長嘗門番

號稱 脣型 一四〇四 二〇四 一〇五

所住地 神主光明院境内

二 二七九 大字「神武長嘗子三川礼拝百萬

者二七九也」 脣型 一〇四 二二〇四 一〇四  
所住地 神庄後起神社横路傍

異言

二 元禄三年 文字「華嚴光明真言」 神庄村

翁型 五〇四 二九四、一〇四

所住地 神庄後起神社横路傍

二八 不祥 大字「大吉古」

所住地 沢江一里、左櫻山新苗江一里

柱狀型 一九〇三 三三〇 一八〇

所住地 神庄一丁町横路傍

不動

三 嘉保十三、九、二八、應永 不動

是より大きが今道

施主 江戸新衆物取総中

特權型 一一〇四、二〇四、六〇四

所住地 神庄一丁町横路傍

四 里宮と、六番、馬家 さとうだいおもね移利通撰  
武定南玉利八条領源主大殿主 大熊仁兵衛  
江戸芝、江戸八丁通 荒州大兵頭 八条領足利  
源人之名(以下略) 持殊型 二五〇四五〇四  
五〇四 附在 神庄一丁町横路傍

## 回國扶養（播磨・四國）

神明

宝曆一〇一一年、聖慈豫一松「奉願贊供文」

西國、坂東扶養寺「天下泰平、國王安寧」

第一ノ目三〇〇年  
第三ノ目三〇〇年

所住地 蒲生清穀院境内

第一ノ目  
開拓母父、母、「西國、四國、兵父、坂東、

新四國ノナヘ箇前邊界株義塔

柱狀記 三五〇年 五〇〇年 五〇〇年

所住地 蒲生光明院境内

第二ノ目  
所住地 蒲生光明院境内

## ◎ 瓦曾根村

新編武藏風土記稿卷之五  
五百五十九同上  
六九頁下段 三行の二項

瓦曾根村は江戸より行程五六里、戸百五、東は

西方村、南は登戸村、西は越ヶ谷宿、北は小林村なり  
東西へ凡そ八町、南北十四町許、日光道中村内を覆く。  
相伝う當村は古く浅見大學、須賀大牧介、同雅樂之助  
同支蕃、同將監せざるるもの來て開発せしと云、御  
打人の時より御料所にて、今も御代官支配す。検地は  
前と同じく元禄の度量せり、其後寛延二年新田の検地  
は吉田源之助、総務勘右衛門等糾せり。注 前村とは登戸村をさし、登戸元禄十年酒井  
河内守就せり。前の蒲生村も同じ。

○ 小名 本村 後谷、東荒木ノ下 柳田 大田町  
元荒川 耐多曾根濱井、濱井は別に継けしにはあ  
らず、元荒川の流左石を和内にて穿ち濱井市八拾  
間尋、長さ六百八十間、其中に堰を設けて水の差  
引を貯す。堰より下は又元荒川の流木延亘し、後  
穿ち濱井たる所は濱井のさむなれば忍曾根濱井と  
唱へ人の知る所なり、これ即ち八様、谷古田、湖  
江、西葛西田ヶ領の雨水にして、岩瀬、越谷、新  
方三ヶ領の雨水をもここに落せり、依頃又ケダ組

合へり。此用<sup>レ</sup>水は萬治四年成りて本所と承應せり。  
鎌ヶ用水とせせしが、後本所上水もみてよりヲ領  
領のみの用永なりしを、尊保三年伊奈半左右衛門、  
石川伝兵等奉りて、葛西用水政源の時、古利根川  
の水を増林村にてせき分け、此溜井の財水となし  
今之如く四ヶ領の用永となせり。福增林村の源合  
せ見るべし。

増林村の源(同卷之六、商玉頭<sup>シノヘ</sup>)一之へ貞  
。古利根川 増林村の東の方を流る、これを音頭と  
鷹跡郡との界にてこの川に葛西郡松伏、二郷半、  
東葛西、上、割、下の割、新篠西、幸手領、半高  
足立、廣瀬江、谷吉田、及細中、八幡、新ろ、鷲合  
ハケ領半細合の溜井あり、是を必伏溜井と云ふ。  
当村と天吉村境にて一溜を分てり、これ以前の八  
條、谷吉田、瀬江、西葛西四ヶ領の用永にて、是  
を西葛西用水路と呼ぶ。云々：

○ 河岸場

元荒川にあり、安永西耳村民等請て運上<sup>レ</sup>の河  
岸場とせし、ここより江戸まで船路九里余  
稻荷社 村の守護なり、御運院の寺

○ 未社に水神、泡多神

○ 祀天社 石舟の寺なり

○ 天神社 鎮迷惑の寺

○ 聰蓮 聰蓮——新義真言宗、萬葉集合刊村金屋院

大・薩氏山名清志と稱す。御流印五石は、天正十九  
年より賜はれり、本尊<sup>レ</sup>阿弥陀坐像

○ 鐘樓堂……寶延二年鑄造の鐘を懸く

○ 大助堂

○ 最勝院 前寺の末寺り、本尊正觀音を安置す

○ 大龍院 福聚行人派の修驗にて江戸日本禪院壽院

の記下、本尊は不動菩薩也せり。

寶珠院——当山塔頭、不空<sup>レ</sup>南華師部算比地村城室院

配木、是も不動菩薩也せり

○ 錫音院——最勝院の塔・正觀音を安置す

## 旧家君 彦左衛門

一之。貞下段

代々名主をきむ、中林彦左衛門一榮が子孫にして、  
先祖一榮東照宮より賜りし由、信吾の短刀を藏せり。  
卷に「家在日光奥茂五郎六年六月廿六日沼津城に於て、中  
村彦左衛門彦櫻馬を誅す、大久保細柳守忠壽、本多位  
漢守正馬等、此狀以題へ奉て大神君に謁す。貞甘三鷗  
に著」とあり、此時信吾の太刀を轉ひしにや、又「武  
德御年鑑」に貞慶元年六月廿六日、中村武部少輔一  
兵、小弟秀左衛門一榮が沼津の城に入、御監食を誅す。  
則居間の脇差を手へられ云々とあり、慶長六年は恐ら  
く後後五年なるべく、這力を識する事及家に伝わる所  
且花鏡に載せたる河津殿は相類したれど外に証とすべ

まことはなく、しかのみならず、中村を底とするもの  
も此のみに非ざれば、いかがはあらん、免に御系譜  
を云へされば足なるを知らず、今の彦尼江内よりし  
古の祖茂尼江内の時、當初に土着せる由、今の彦尼江  
内越谷餅米賈と云の御用を勤め、其事に力を盡せしか  
ば、天明年中備力は其身一代、苗字は永く御意、且月  
俸一口を賜ひしに、其後も御用怠らざりしかば寛政年  
中五口を贈し賜ひしより、今に天口を賜ひり、祖父彦  
尼江内も奇特の所業をまざまありしと云々

有名な川中島の主人公吉良良忠の十二代の孫で、父は信虎。

武田家は代々甲斐の領を領してゐた。信玄は元龜三  
年十月、京都造出の一端として三万の大軍を引きひで  
追撃した。その途上で織田信長・徳川家康の連合軍  
と三方原で相対する事になり、漫廻の後足を打破  
り更に追撃をはかつたが、天正元年に織田方より謹和  
が打ち出されたが信玄受け付けず、そのまま武田方織  
田方持する勢になつたが、その年の四月、信玄は惜人  
も塵中で亡くなつた。

武田家古四將鷹山伯耆守之秋山家  
注 糸(アキ)秋の原守鷹山伯耆守

多且善——善通——通一——一通——通信——信(施之四)  
通(施之五)

酒和天皇より承五代、源賴義の子新羅三郎義光三代の孫に信義が誕生した。この信義から武田の姓を名乗つた。

この高麗に二人の子がおつた。成男と祐光、次男を光朝と名した。そして長男が武田家を興した。又二男の光朝は今後登場して来るところの秋山家の祖となる。

其後一応敵の危機は去つたがに見えたが天正三年に再び武田方鐵田満川連合軍が激しい戦（長篠の戦）があった。この時武田方は勝敗を度した。由来で反ひて「馬に幾重の勝負である」と言つてゐる。※

北条氏政に命を出でし 西城源内に対する事となつた。

而し 酒むらべは勝瀬河の邊で敗亡し 天台山の  
麓田原まで走り、近臣の中山田信成に裏切られ弾劾  
廿八代で亡んだしまつた。

廿四将の一入 沢村忠昌任 故山家（東譜參照）

廿日湯の一入縫山治春守信任（ハ島良正  
氏著）の越谷秘蔵の中に

信州岩村の族主三下石となりており主家の再兴を図  
り松かに勝頼の一子・幼名千徳丸を擁して武州と庄工  
門村へ落ち延びてきていると記載されているが、  
武州と庄工門村とは、秋山要氏宅の子家であつて、  
(現在は秋山要氏宅の東側に屋敷あとだけ残つてゐる)  
この人の名によると源義満を継いで来たのである。  
その後 沢村忠昌及一族は互曾根に移つて時の至る  
所まつたが天運至らず、一子千徳丸も早逝し主家西光の  
も堅しく溺死、千徳丸の墓石も葬地既に残すのみ。

その世の家臣等も同様に亡くしてすべく想い思ひの  
地方へ落ちのびた事など体えられてゐる。

又如前に書く如画とは言え皆川家豪族、然かに敵であ  
つて着きかくまつたところ、日本の「史」より  
從つて秋山家が此處に来て以来四百年余、この地  
の草分けとして今日もその裔が活躍している。



元安永元年河岸局を設けた。荒川に張り廻る川の状態となつたが、沿岸の露水を入れて灌水の用をなすと共に越谷にて葛西用水（万治二年）を命ぜて谷古田、八保、越谷の用水を分派するようになつた。これらの用水を貯めるため現存舊根水門の體が上に付洗遷を設けたのである。付洗は延喜六年公所より算立られ八茶湖江、越谷、新方、猪母、谷古田、西葛西とヶ嶺の瀕る河であつて、深道がカーブするあたり、夏曾根溜井と呼ばれた。透はれた、透はれた、透はれた。このため元竹を編み重ねたもので、竹を編み重ねたものであつた。このため元厚さ五〇ミリの井を以て重ねそなへて、上に瓦を以て荷廻みや積みをした。

# 金石集に見る瓦葺田根

番号は金石集の配列番号に同じ

## 四二 瓦葺田根滔井防水記の碑銘

所在地 京曾根郷傍

表面

高さ 二八〇cm 幅 一三〇cm 高さ 七cm

( 本御御御井防水平船 ) 従三邊敷三等前畠密築護

大凡築之所處皆二日草越日以水而加早越雖或可得

達之至夫洪水没田深則不能奈之何也抑我猶之築

地也水脈縱橫大宜濱瀬以故疎懈早題之責至所稱以

次之害固未嘗能免也昭治ニ十三年八月兩會起建

廿不正關京霸川皆濱瀬而知浪川亦是此月ニ十三日夜

風烈水激下中條堤防恐爲其所潰決於更闊浪鷲瀬

流落于萬西尾沿入關由着因道于松伏綱井入見沼直

忍溢田荒川二十五日殊爽三流相合大溢「此地堤防

將失而此堤防固田水門而導下流補用水利之咽喉

一帶其患較也茲用鳴鑼警之人人執鐵鉤奮然防之海

上統之對岸大於之堤防濱洪水勢卒放薄々聚家徒牆

堅也發號二十八日雨而復起加以置鳴水壩裏加江濱

濱海堵防開鑿堤岸而水量益加高放堤上津尺

兼乃治水頭四口十三令參而還其溢滿者墮有土塚而古築極新舊參荷矢色具危機之間莫不零落、遂也

積於東京府不輸堵爾施設義火百方防禦事理得止方  
是府下流苦利源川之河岸水淹之地堤防亦濱洪水勢  
少弱尋武間浸漫草木無收水浸削滅以九月十日始復  
車輶來為開德直此洪水也放利根川溢流美浸我境  
至渠之一半然而此地猶毫毛急蓋我鄉之幸也顧此防  
水之苦可謂日異然自罪入々蓄三度不交變在奉不休雖  
以百方防禦焉能得如此乎哉嗚呼謀入之於防水可謂  
勉矣勤諸石以告後人

昭治二十一年歲次癸巳一月

首領者誰 今深植口城三善 青木東次鍋

表題

西陽町 大相模村 鈴木仁太郎以下大名

表文

十月五日刻む。

## 五二 瓦葺田根の墓碑銘

所在地 京曾根郷隕瀬村内

大きさ

高さ 一七〇cm 幅 一八cm

表面 磨大面御廢缺

裏面 昭治三十一年十一月二十日

御守ハ後加武陽南葛長島ノ御祖原氏ノ產地性溫厚  
萬葉切ニシト御鑄ニ多リ希致ノ學々究み 昭治元年  
古築極新舊參荷矢色具危機之間莫不零落、遂也

舞子次人 又松伏領帶柄寺ヲ兼取ス東務ハ正嗣  
監視ヲ勤メ諸事ヲ率ハ 漢一頓改總下ヨリ寺内  
火難及軋勞ニノ功績ニヨリニ西後院ス 領亦免  
ク總院ノ子弟ヲ櫻青裏寄シ承ノ教養ニ與ルモノ  
又少カラズ 同僧普承大十四方ニシテ照合三十  
大日十一月二十日越後山ニ唱歎ス

一四 宜秋雲况自林居士墓碑銘

所在地

瓦曾根櫻蓮院墓地

大吉之

西二十六ビ印 暦一四乙巳

甲子年

宜秋雲况自林居士墓

吾謂重榮小字翠太郎姓中村氏武藏府玉類互曰根村  
人父諱重鶴故移在衙門田会田氏重榮家生望族生子  
九人長子某早夭次子六人亦皆相繼歿君乃第八子也  
季女名波與嫁於同郡川崎村佐藤卒火南種義君幼而  
體弱病氣若夜入寒窓夕寢者克盡其微延享  
三耳丙寅廿九年又哀毀盡禮已終久恥亦移移庄  
衙門管轄村中粗糲服役一切務行已勤後恐入寬裕  
村中庶務事理上所御需米遂其尤績續着移之御座  
鉢頭和八年辛卯冬十一月御勘定奉行后谷瑞後守命  
君尊貴御寵相扶之子 宣安承五年丙寅冬十一月起  
谷狀失火延燒村中數十家遭災者皆分舟遷招集至失  
居更乃出屋村舍之鄰始得安其望焉天祐三年癸卯歲

信濃守向山燒碑沙發西里略經青草縣乃燒處出私粟  
五十俵頃村民不能自給者四年甲辰四月宿特召石  
燭夜首燭其亡追節食供給不失周夙得贏餘而無蕭索  
之豪華由是先世君子孫承姓氏并一世祖大川刀馬時  
逢年水旱饑饉荷深民艱於舍君復登廳堂而臨之如父  
十日蒙姑蘇急報声銀穿明耳丙午秋驛雨不止閏東洪  
水漫沒入家流屍骸流而下君乃立寂泉祠從亂極之效  
苦入初口官命君鉢金於口上滿與日水旱疾疫不棄之  
父而至是乞金於官署糧而銳之自今年冬十一月晦日  
至明年丁未夏四月嘗存活者百餘人皆得水遞使之康  
土眾厭歸莫寧寡然之恩而厚安堵之樂者不可勝錄也其  
余奉業者令之穀種耕田熟耕八年沙中宣命請中醫備  
緩急或有窮產若各集之於倉以充凶年之潤之用為善  
又命居鄉者其弟君亦悉私農悉致之備觀倉君快銳自  
率令不虛味又不虛采然中外親族朋友故旧有命而  
能自存者乃列瘞築之河中霸民多兒然乳者及孽生嚴  
者者乃織就綾衣以收養之覽政六年甲寅年六十乃  
告老歸鄉私用中皆虛栗以疏云使葛麻子童達襄父  
記「官乃」允其請八年丙辰昌年六十二月退居慈惠  
寺高村自放自休示不欲再接人爭之意也於是親庭萬  
自操又築菊第朝參禪學任花籬諸善號號之以恭老  
策之昌著菊第萬善一誥食充入喜每垂泣之令慈至嚴  
增慈府中屢面刻畫其貌絕詳而譽美傳之子

月六日 富翁召嗣子重權 鳴鑼五日驗其功也文化

### 銘曰

十載遠近輒織美泣送幕者數百人乃葬於同村德氏山  
碑蓮鹿先祖之次法溢曰宣秋靈既白林居士君娶同源  
恩同村渡過左町直喬女名栗紗波壽樂慈幼續組織一  
切女工莫不隨縫已嫁卒姑嫁客至懷內親中饋外御  
善潔皆得其所母已甚老乃相與退居寺萬村及若坂發

海尼齋經舉公終身不離文政元年戊寅冬十二月廿日

卒終於家享年八十五歲所葬於居士墓側法溢曰愛相

藍娶大城婦入生三男三女長女名美鈴嫁於新平野下

新尊村鄉下次大夫家則第二女名計半嫁於佐藤村義

勇平治郎時源第三女名銀榮於同鄉上尾賀村義助則

古江内秀政第四子名重穂小字萬之正繼家承私第五

子某早夭第六子名繪小字卓次即由繼於江戸浅草橋

番街道田舎市兵衛之家而號謂余源大相國業家有餘

財倉余粟幸蒙飢寒之憂然不知家貧之所以致家勤

僕之所以起身焉則堅父祖遺業而弗不孝養豈可不憂

乎故吾戒食寡用所以貞奉者未嘗不出于勤儉也然其

及濟人之急僻人之厄世期種德兼盡無所蒙者窮人

改之起業學始看不勤矣重權乃使兄入深文勅之於石

表其墓門府先入年老寢疾又未告成終而易喪董惟復

命洋卒完業得於是謹誌其行事之宣伝者敢冒

稽瑜之罪渡繼先人永矣之志耳原以錄

### 天保

己酉十一月

龜田平洋寺庚永鑑

南越大夫大和守平正廟墓額

第六世孫季子重權達 喻鑑年鑑

故之むかへまへの名だかじの書

墓堂主人

故寺從古京大夫源頤前母親齋自休

翁 当家而易之乃諱專刻於茲

故寺從古京大夫源頤前母親齋自休

互言根 聰曉曉

表苗 稲道茂翁翁座函の碑看 藥觀音壁魂內

本書五事 12月四

本文原 金石資料集八二一八八參照の事

八一 享保八・〇・吉 種別文字

「灰市輪中」

柱状型

これよりヒじおんじ丘三型半

これより右 市川まで 五里

高さ 九〇cm 中 三五cm 深 三〇cm

前在地 及前根西用木込口

三二一 五年 不詳 程別 形像

青面金剛 古月 三歳 塔型

高さ 一五六cm 中 廿五cm 厚 二〇cm

所在地 豆苗根泥者寺境内

## 不動

四 關保元・一・二八 形像

不動 これより大きがみ道

曾大山六聖寺口山親吉江戸

原主 江戸新東物販業中三ヒ名

## 特殊型

高さ 一七三cm

巾 四〇cm

母 三五cm

前在地 及前根一丁目路傍角

以下 首題

備考